

緊急事態宣言の発令に伴う市立学校における一斉臨時休業についてのお願い

保護者の皆様には、日頃より横浜の教育の推進に対して、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

先日、「市立学校における一斉臨時休業についてのお願い」で、一斉臨時休業が4月20日までとお知らせしましたが、この度の緊急事態宣言を受けて、県の教育委員会から、県内市町村の公立学校の対応について要請がありました。これを踏まえて、横浜市立学校では一斉臨時休業期間を5月6日まで延長することとなりました。なお、その間「緊急受入れ」「校庭開放」は実施しますが、「登校日」については当面の間、実施を見合わせますので、ご承知おきください。

臨時休業期間**4月8日（水）から5月6日（水）まで**

- ※ 上記休業期間中は、特設クラブ等も実施しません。
- ※ 一斉臨時休業期間における情勢の変動等により、休業期間を延長する場合があります。

登校日**4月15日、16日、20日の登校はありません。****緊急受入れ**

4月 8日（水）～4月10日（金）は8:15～12:10
4月13日（月）～5月1日（金）は

1年生は8:15～13:30（土・日・祝日を除く）

2～4年生は8:15～14:30（土・日・祝日を除く）

1～4年生及び個別支援学級（全学年）の児童のうち、保護者の就業、その他家庭での対応が困難な場合について、「緊急受入れ」を実施します。

○臨時休業延長にともない、4月21日（火）以降の緊急受入を新たに申し込まれる場合は、4月9日（木）、10日（金）の8:15～9:00に東昇降口へ印鑑をご持参のうえ、お越しく下さい。すでに20日（月）までのお申込みをいただいている方の延長は、後日プリントでお知らせいたします。

○保護者等の送迎をお願いします。

○学習に必要なもの（各学校で記載してください）、健康観察票を持たせてください。

○13日（月）からは、昼食を持たせてください。

※上記以外で、障害などにより1人で家庭で過ごすことが困難な場合は、学年に関わらずご相談ください。

校庭開放

緊急受入れと同日です。（ただし、4月15日（水）、16日（木）はありません。）

1～3年生は9:00～10:10 4～6年生は10:50～12:00

○全学年が対象です。緊急受入れで登校している児童も対象になります。

○汗を拭くためのハンカチやタオルと飲み物、健康観察票を持たせてください。

地域訪問

今年度の地域訪問は中止いたします。各ご家庭の場所は4月中に確認をさせていただきます。

その他

○1年生と個別支援学級の懇談会は再度延期し、5月11日（月）の同時刻から行います。

○PTA委員決めの日程に関しては、今後改めて連絡いたします。

○動画授業の視聴や新しい教科書を読む等、各ご家庭で進められる範囲内で新年度の学習も進めていただくとありがたいです。

○お子さんの健康面や生活面、学習面について、学校に相談したいことがある場合は、ご連絡（電話045-802-0511）ください。

○就学援助の申し込みは、郵送もしくは保護者が来校するようお願いいたします。

○5月7日（木）以降のことにつきましては、後日お知らせします。学校や横浜市教育委員会Webページ等でも最新の情報をご覧ください。